

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 大分県佐伯市西浜10897番地66

氏名 有限会社アサヒ産業

代表取締役 山口 清一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和2年9月27日

許可の有効年月日 令和7年9月26日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

中間処理（破碎、選別、発酵） 以下余白

### 産業廃棄物の種類

破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない）、がれき類

選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類

発酵

汚泥（有機汚泥を含み、無機汚泥を含まない）、廃油、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿

（以上12種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。

含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 施設の種類

選別施設(固定式)

設置場所

大分県佐伯市西浜10897番66

設置年月日

平成12年5月29日

処理能力

9.28 t/日(8時間)

産廃の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類

### (2) 施設の種類

発酵施設(固定式)

設置場所

大分県佐伯市西浜10897番40

設置年月日

平成24年12月15日

処理能力

6 t/日(24時間)

産廃の種類

汚泥（有機汚泥を含み、無機汚泥を含まない）、廃油、木くず、動植物性残さ、動物のふん尿

以下裏面へ続く

(3) 施設の種類	破碎施設(固定式)
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番66
使用届出年月日	平成13年7月9日
設置年月日	平成12年5月29日
処理能力	6.4 t/日(8時間)
産廃の種類	廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）
(4) 施設の種類	破碎施設(固定式兼移動式)
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番40
許可年月日	平成21年9月29日
許可番号	廃対第3号の7
設置年月日	平成21年9月29日
処理能力	32 t/日(8時間)
産廃の種類	木くず
(5) 施設の種類	破碎施設(固定式兼移動式)
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番40
許可年月日	平成29年2月3日
許可番号	廃対第3号の66
設置年月日	平成29年2月6日
処理能力	680 t/日(8時間)
産廃の種類	ガラスくず等（自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない）、がれき類
(6) 施設の種類	選別施設(固定式)
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番地40
設置年月日	令和3年6月10日
処理能力	208 t/日(8時間)
産廃の種類	廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃プラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類
(7) 施設の種類	破碎施設(固定式兼移動式)
設置場所	大分県佐伯市西浜10897番41
許可年月日	令和5年12月27日
許可番号	指令循推第1号の5
設置年月日	令和6年1月5日
処理能力	廃プラスチック類 389.2 t/日(8時間)、紙くず 271.7 t/日(8時間)、木くず 496.6 t/日(8時間)、纖維くず 132.9 t/日(8時間)、ゴムくず 436.4 t/日(8時間)、金属くず 297.9 t/日(8時間)、がれき類 308.6 t/日(8時間)
産廃の種類	廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、がれき類

### 3. 許可の条件

移動式施設の使用は、大分県内（大分市を除く）の当該廃棄物の排出現場内に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年9月27日 産業廃棄物処分業許可  
令和2年9月27日 産業廃棄物処分業更新許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無